

公立大學管理法案要綱第二次試案 (二五・一〇・三一)

(公立大學管理法案起草修正委員會案)

公立大學管理法

第一章 總 則

(この法律の目的)

第一 この法律は、公立大學(公立短期大學を含む。以下同じ。)の自主性を尊重し、公立大學の行政に公共の意圖を反映せしめて、公立大學の適正な管理を計ることを目的とする。

第二 公立大學の管理機關の組織、權限、及び運營等については、他の法令に別段の定めがある場合の外、この法律の定めるところによる。

第二章 公立大學審議會

(設置)

第三 文部省に公立大學審議會を置く

(委員)

第四 1 公立大學審議會は二十三人の委員をもつて組織する。

2 文部大臣は左に掲げる者を公立大學審議會の委員に任命する。

一、公立大學設置者の互選による者 五人

二、公立大學長の互選による者 六人

三、公立大學の教授、助教授、及び専任講師の代表 七人

四、學識経験者 五人

3 前項委員の選定及び解任の方法に關しては別に定めるところによる。

4 第二項の委員に缺員を生じたときは、その都度、文部大臣は第三項による手續を経て、補缺の委員を任命しなければならない。

(委員の任期)

第五 1 公立大學審議會の委員の任期は二年とし再任を妨げない。

2 缺員が生じた場合の補缺の委員の任期は前任者の殘任期間とする。

(會長及び副會長)

第六 1 公立大學審議會に會長、副會長各一人を置き、委員の互選によつて定める

2 會長は公立大學審議會の會務を總理する。

3 副會長は會長を補佐し、會長に事故があるときはこれを代理する。

4 會長及び副會長の任期は二年とし、再任を妨げない。

(權限)

第七 1 文部大臣は他の法律に定めるものの外、公立大學に關し左の各號に掲げる事項を行わんとするときは、公立大學審議會の意見を聴かなければならない。

- 一、公立大學關係法令の立案に關する基本的事項の決定
- 二、公立大學に關係ある國家豫算編成の基本方針
- 三、その他公立大學に關し文部大臣がその權限において行わんとする重要事項

2 公立大學審議會は公立大學に關する重要事項について、文部大臣の諮問に答え、報告を求め、又は、報告をすることが出来る。

(委員の報酬及び費用拂償)

第八 1 公立大學審議會の委員は非常勤とする。
2 委員はその職務に對して報酬を受けない。
3 委員は職務を行うために要する費用の拂償を受ける。

(議事及び運営)

第九 1 公立大學審議會の庶務は文部省大學學術局が處理する。
2 公立大學審議會の運営に關しては別に定めるところによる。

第三章 公立大學參議會

(設置)

第十 公立大學に對し公立大學參議會を設ける。但し、同一設置者が二つ以上の大學に設置する場合には當該大學の同意を得て數個の大學に對し一つの參議會を設けることができる。

(委員)

十一 1 公立大學參議會は十一人以上二十一人以内に於て設置者が定める定数の委員をもつて組織する。
2 委員は左の各號に掲げる者につき設置者が任命する。

- 一、公立大學の學長
- 二、公立大學の教職員代表

三、學識経験者

3 前項第二號及び第三號に掲げる委員の数は同数とする。

4 設置者が複数の大學に對し一つの參議會を設けた場合には第二項の第一號については各大學長を任命する。

5 第二號及び第三號の委員の選定並びに解任については別に定めるところによる。

6 第二項各號の委員に缺員を生じたときは、その都度設置者は前項による手續を経て補缺の委員を任命しなければならない。

(委員の任期)

第十二 1 公立大學參議會の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

2 前條第二項第三號に規定する者については、繼續して四年以上重任することはできない。

(會長及び副會長)

第十三 1 公立大學參議會に會長、副會長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 會長は公立大學參議會の會務を總理する。

3 副會長は會長を輔佐し、會長に事故あるときはこれを代行する。

4 會長及び副會長の任期は各一年とし、再任を妨げない。

(權限)

第十四 1 公立大學設置者は他の法律に定めるものの外、左記事項を行わなければならない。

2 するときは夫々大學參議會の意見を聴かなければならない。

一、公立大學關係の條例、規則、立案に關する基本事項の決定。

二、公立大學豫算編成の基本方針

三、公立大學の學部、學科、大學院、研究所その他重要施設の設置又は廢止。

四、學長の任免。

五、當該大學の申出でに基いてする部局長及び教員の着に反する。免職、休職、轉任、降任、並に懲戒處分の決定。

六、學生定員の決定又は變更。

七、授業料、檢定料、入學金等の決定又は變更。

八、その他公立大學に關する重要事項。

公立大學參議會は設置者に對し當該大學に關する前記八項について、諮詢に答へ、報告を求め、又は報告をすることが出来る。

（委員の報酬及び費用の擔負）

第十五 第八條の規定は公立大學參議會の委員の報酬、及び費用、擔負に適用する。

（議事及び運営）

第十六 公立大學參議會の運営に關しては別に定めるところによる。

第四章 公立大學内部の行政機關

第一節 評議會

（設置）

第十七 數個の學部を置く公立大學に評議會を置く。

（評議員）

第十八 1 評議會は左に掲げる評議員をもつて組織する。

一、學長

二、學部長

三、各學部の教授會において推薦された者 若干名

2 當該大學の事情により評議會の議を経て學部長を除く部局長及び部局代表等を評議員とすることが出来る。

（任期）

第十九 前條第一項第三號の評議員の任期は二年とし、再任を妨げない。

（會長）

第二十 評議會の會長は學長とする。

（權限）

第二十一 1 評議會はこの法律又は他に別段の定めがある場合の外、左に掲げる事項を審議決定する。

一、當該大學の重要な規則の制定、改廢に關する事項

二、當該大學の豫算案の編成に關する事項

三、當該大學の學部、學科、大學院、研究所、その他重要な施設の設置、廢止に關する事項

四、當該大學の教授會の權限に關するものを除き、人事に關する

基準の制定に關する事項

五、當該大學の入學定員の決定に關する事項

六、部局長、及び教員の意に反する免職、休職、轉任、降任及び懲戒處分に關する事項

七、各學部その他の部局の連絡調整に關する事項

八、參議會に附議すべき事項の原案作成に關する事項

九、參議會が答申し、又は勸告した事項の處理に關する事項

一〇、教職員、及び學生の福祉、及び厚生に關する事項

一一、當該大學の定める規則に基く學長候補者の決定に關する事項

一二、當該學部の教授會の議を経て行ふ學生の褒賞、並びに懲戒に關する事項

一三、その他當該大學の運営に關する重要事項

(評事及び運営)

第二十二 評議會の議事及び運営の方法については評議會がこれを定める。

第二節 教授會

(設置)

第二十三 公立大學の學部〔單に一個の學部を置く公立大學(單科大學)を含む〕

に教授會を置く。

(組織)

第二十四 教授會は學部長(單科大學においては學長)及び學部の全教授をもつて組織する。但し、助教授及び専任講師を加えることができる。

(審議すべき事項)

第二十五 教授會はこの法律又は他に別段の定めがある場合の外、左に掲げる事項を審議決定する。

一、學部長の候補者の選定並びに人事に關する基準及び教員の採用、及び昇任に關する事項

二、學部長及び教員の退職、免職、休職、轉任、降任並びに懲戒に關する事項

三、當該學部における講座、學科並びに教育及び研究に關する施設の設置、及び廢止に關する事項

四、學科目の種類及び編成に關する事項

五、學生の入學及び卒業の認定に關する事項

六、學生の試験に關する事項

七、學生の褒賞並びに懲戒に關する事項

八、學生團體、學生活動及び學生生活に關する事項

九、その他當該學部の教育、研究及び運営に關する事項

（單科大學の特例）

第二十六 1 單科大學においては教授會は評議會の權限を行う

2 單科大學の教授會の構成については、第八條第二項の規定を準用することができる。

（議事及び運営）

第二十七 1 教授會は學部長が招集し、その議長となる。

2 教授會の議事及び運営の方法は教授會が定める。

（代議員會）

第二十^七ノ二 1 單科大學又は同一學部が地域的に分散しているため、屢々教授會を開くことが困難な事情がある場合には、教授會の職を経て代議員會を設けることができる。

2 代議員の權限、代議員の選出方法、その他代議員會の運営に關する事項は教授會が定める。

第三節 學 長

（任 命）

第二十八 學長は當該大學の推薦した者につき設置者が任命する。

（任 命）

第二十九 學長の任期は三年以上六年以内において當該大學が定めるところによる。但し、再任を妨げない。

（職 務）

第三十 學長は、當該大學の教育研究を統轄し、その運営の責めに任じ、且つ當該大學を代表する。

第四節 學 部 長

（任 命）

第三十一 學部長は、學部教授會の推薦した者につき、學長が任命する。

(任期)

第三十二 1 學部長の任期は、三年以内において、當該學部教授會の定めるところによる。

2 學部長は、當該學部教授會の定めるところにより、再任を請うないことができる。

(職務)

第三十三 1 學部長は、當該學部の教育研究を統轄し、且つ、當該學部を代表する。

2 學部長は、教授會の定めた方針に基き、當該學部運営の責に任ずる。

(教授會を置く附置研究所の長の職)

第三十四 教授會を置く附置研究所の長については、前條の規定を準用する。

第五節 雜 則

(研究所の所員會議)

第三十五 1 公立大學の附置研究所に所員會議を置く。但し、研究所の事情

により評議會の議を経てこれを置かないことができる。

2 所員會議に關しては教授會に關する事項を準用する。

附 則

この法律又は他に別段の定めあるものの外、公立大學の運営に關して必要な事項はそれぞれ當該大學が定める。

以上

「管理法案要綱試案」についての了解事項

一、公立大學の性格に鑑み、公立大學管理法においては、必要な最々限度の規定に止め、設置者並びに各大學の事情による自由な運営の餘地を最大限に残すよう考慮すること。

二、公立大學審議會委員の推薦並びに任命については、公立短期大學をも考慮に入れて、同一都道府縣市の大學の設置者、學長及び教員代表が重複することのないよう配慮すること。

三、本要綱中、「別に之を定める」(例第九、第十六)とあるは、法律、命令、條例、規則等によつて定める意味であること。従つて最後の附則はそれ以外の事項を定める意味であること。

四、公立大學審議會委員中の「學識経験者」には設置者側を代表する者をも含み得ること。

五、第十七、「二項の「部局代表等」とあるのは事務局員及び學生部員等をも含むものと解釈すること。